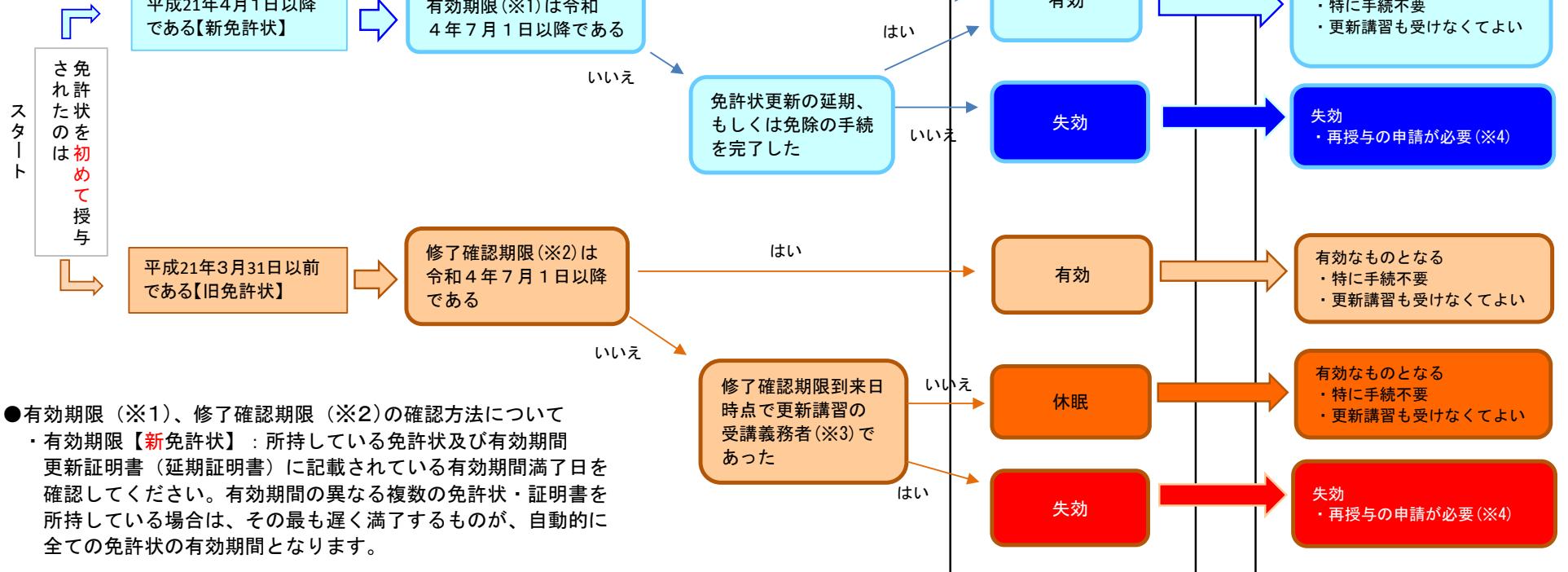


# 令和4年7月1日以降の教員免許状の取扱い フローチャート

令和4年8月4日 沖縄県教育庁学校人事課

- 令和4年7月1日以降の免許状の取り扱いについて、文部科学省から示されている情報を元にフローチャートにまとめました。



## ●有効期限（※1）、修了確認期限（※2）の確認方法について

- ・有効期限【新免許状】：所持している免許状及び有効期間更新証明書（延期証明書）に記載されている有効期間満了日を確認してください。有効期間の異なる複数の免許状・証明書を所持している場合は、その最も遅く満了するものが、自動的に全ての免許状の有効期間となります。
- ・修了確認期限【旧免許状】：修了確認期限の確認表①②を参照してください。

## ●更新講習の受講義務者（※3）について

- ・更新講習の受講義務者とは、沖縄県内の学校（幼稚園・こども園等を含む。）又は教育委員会関係機関、行政機関（教員出身者に限る。）に勤務する、下記のいずれかの職にある者をいいます。
- ・校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭（主幹保育教諭）、指導教諭（指導保育教諭）、主幹養護教諭、教諭（栄養教諭、幼稚園教諭、保育教諭、臨任等含む）、助教諭（保育助教諭等含む）、養護教諭（養護助教諭）、（非常勤）講師
- ・受講義務があるのは保育士ではなく、保育教諭です。
- ・産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気休職など、休暇・休業・休職中である場合も含みます。ご自身が更新講習の受講義務者であるかどうかは辞令を御確認ください

## ●失効となった場合の再授与の申請（※4）について

- ・再授与の申請書類は、沖縄県教育委員会のホームページで御確認ください。

**① 旧免許状所持者の、生年月日による修了確認期限の確認**

(平成 21 年 3 月 31 日までに授与された栄養教諭普通免許状を有する者を除く。)

	生年月日	修了確認期限
1	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日
	昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日
	昭和 50 年 4 月 2 日～昭和 51 年 4 月 1 日	
2	昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 31 日
	昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日
	昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 52 年 4 月 1 日	
3	昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日
	昭和 42 年 4 月 2 日～昭和 43 年 4 月 1 日	
	昭和 52 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日	
4	昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	平成 26 年 3 月 31 日
	昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 44 年 4 月 1 日	
	昭和 53 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日	
5	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日
	昭和 44 年 4 月 2 日～昭和 45 年 4 月 1 日	
	昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日	
6	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	平成 28 年 3 月 31 日
	昭和 45 年 4 月 2 日～昭和 46 年 4 月 1 日	
	昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日	
7	昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日
	昭和 46 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日	
	昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日	
8	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日
	昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 48 年 4 月 1 日	
	昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日	
9	昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日
	昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日	
	昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日	
10	昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日	令和 2 年 3 月 31 日
	昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日	
	昭和 59 年 4 月 2 日～	

※昭和 30 年 4 月 1 日までにお生まれの旧免許状所持者（平成 21 年 3 月 31 日までに授与された栄養教諭免許状を所持している者を除く。）については、更新制度対象外のため免許状は生涯有効です。

**②平成 21 年 3 月 31 日までに授与された栄養教諭普通免許状を有する旧免許状所持者の修了確認期限の確認**

	栄養教諭免許状が授与された年月日	修了確認期限
1	～平成 18 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日
2	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日
3	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日	平成 30 年 3 月 31 日
4	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日

※平成 21 年 4 月以降に授与された栄養教諭普通免許状を有する旧免許状所持者の修了確認期限は、①の表で確認してください。